

令和 4 年 6 月 25 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
理事長 拝師徳彦 殿

申入れ書に対する回答

令和 4 年 6 月 15 日付けの貴団体からの申入れ書について、下記の通り回答いたします。

記

1. 工事請負契約約款第 7 条第 2 項について
(回答) 指摘のありました当該部分を、書面より削除いたします。既に印刷済の書面につきましては、二重線での削除になります。
2. 工事請負契約約款第 10 条について
(回答) 指摘のありました当該部分を、書面より削除いたします。既に印刷済の書面につきましては、二重線での削除になります。
3. 工事請負契約約款第 11 条第 3 項について
(回答) 指摘のありました当該部分を、書面より削除いたします。既に印刷済の書面につきましては、二重線での削除になります。
4. HP 及びチラシ上の記載について
(回答) ①「水回りリフォーム工事高地域 NO.1」の部分は削除し、回答日付以降作成するチラシには記載いたしません。
②「災害修復工事契約件数 NO.1」の部分は削除し、回答日付以降作成するチラシには記載いたしません。
③「I N A X 製品通算 4 期ポイントゲット売上日本一達成！」は、平成 16 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 20 年度に第一位を達成していることを追記いたします。
④「累計施工数 5 3, 0 0 0 件」は、令和 4 年 3 月 31 日時点での弊社の工事件数を基に算出しておりますので、「令和 4 年 3 月 31 日時点」と追記いたします。
⑤「お客様のリピート率 8 6 %」は令和 4 年 3 月 31 日時点での弊社の工事件数を基に算出しておりますので、「令和 4 年 3 月 31 日時点」と追記いたします。

以上

〒260-0031 千葉市中央区新千葉 2-1-8

トヨテクノビル

株式会社トヨテクノ

代表取締役 岡部信雄

